**平成２６年（フ）第９３２号**
京都市南区唐橋西寺町45番地
債務者　梅井　秀晃
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第９３３号**
京都市伏見区石田大受町３番地１　ヴィエントだいご202
債務者　吉田つゆ子
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第９３８号**
京都府長岡京市友岡西畑31番地　５―501　ライオンズマンション長岡天神
債務者　上堂薗沙世
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第９３９号**
京都市東山区大和大路通五条下る３丁目西入西棟梁町216番地24、前住所大津市一里山１丁目10番27―405号
債務者　一山　光男
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第９４３号**
京都市東山区今熊野南日吉町53番地　樋口方
債務者　太田　良夫
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第９４５号**
京都市山科区勧修寺東栗栖野町31番地　勧修寺第二市営住宅４棟101号
債務者　布施　明美
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第９４７号**
京都市山科区大塚中溝66番地１　ベルビュ大塚301
債務者　新田　良雄
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第９４９号**
京都市伏見区久我本町９番地12、前住所京都市伏見区久我御旅町６番地161
債務者　林　　弘晃
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第９５８号**
京都市伏見区三栖向町755番地１　辰巳ビル303号
債務者　村上　孝子（旧姓辰島・武田・澤田・佐々木・足立）
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第９５９号**
京都市伏見区舞台町35番地19　リソシエ伏見丹波橋ウエルネス308号
債務者　髙瀬　沙織
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２６年（フ）第１８５号**
兵庫県姫路市西延末374番地
債務者　大門　正秋
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２６年（フ）第１４４号**
奈良県生駒郡三郷町立野南１丁目４番21―102号
債務者　南畑　直樹
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第１５４号**
奈良市大宮町２丁目２番10―802号
債務者　木下　　薫
1　決定年月日時　平成26年９月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
奈良地方裁判所

**平成２６年（フ）第１０４号**
鳥取県鳥取市国府町新町１丁目101番地８　コーポ新町102号、旧住所鳥取県鳥取市美萩野３丁目175番地
債務者　宮本　正幸（旧姓松島）
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第１０６号**
鳥取県鳥取市気高町八束水691番地、旧住所兵庫県篠山市小枕109番地１　城南ハイツ203号
債務者　谷口　真吾
1　決定年月日時　平成26年９月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２６年（フ）第６１８号**
広島市中区白島中町４番24―201号
債務者　中國　陽子（旧姓好本）
1　決定年月日時　平成26年９月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年11月25日まで
広島地方裁判所民事第４部